

奈良県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人南和会大川橋診療所	五條市野原西二丁目一―二六	令和八年一月十三日
やまと歯科医院	天理市中之庄町三九二―一	令和八年七月三十一日
宮川歯科医院	磯城郡田原本町大字宮森二九二	令和八年八月二十五日